

印紙  
不要

## シルバー人材センター利用契約書（日高町 ひな形）

日高町長 松本秀司（以下「発注者」という。）と日高町シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して●●●●業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

### （会員への業務の委託）

第1条 発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

### （業務の内容）

第2条 本件会員業務の内容は、別紙業務仕様書のとおりとする。

### （業務の対価）

第3条 本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金●●●●, ●●●●円とする。

### 第4条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （契約の解除）

第5条 発注者は、有効期間内であっても、センター又は会員が、この契約及び利用規約に違反したとき、又は会員が本件会員業務を実施することが困難であると認めた場合は、本契約を解除することができる。

2 センターの役員等が日高町暴力団排除条例（平成23年条例第3号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等であると認められる（社会的に非難されるべき関係を有していると認められるときも含む。）とき、発注者は契約を解除することができる。

- 3 前2項の規定により、この契約が解除された場合において、発注者に損害が生じたときは、センターがその責めを負うものとし、センターに損害が生じても発注者はその責めを負わない。
- 4 本条第1項及び第2項の規定のほか、有効期間内に契約を解除しようとするときは、発注者又はセンターは1ヶ月前に予告するものとする。

#### 第6条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、和歌山簡易裁判所又は和歌山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第7条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通保有する。

令和8年 月 日

発注者

（住 所） 和歌山県日高郡日高町大字高家6 2 6 番地

（名 称） 日高町長 松 本 秀 司

センター

（住 所） 和歌山県日高郡日高町大字小中1 3 0 8 番地

（名 称） 日高町シルバー人材センター  
理事長 木 下 岐